

# 公 告

## 大隅河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務（測量・設計検討・地質調査等）に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和4年2月3日

国土交通省九州地方整備局  
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

### 1. 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する直轄管理区間（河川、砂防、道路）において、大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に応急対策を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、災害発生範囲の測量・設計検討・地質調査等を行い、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応急対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

なお、本協定の協定書は、別紙－1のとおりとする。

#### (2) 業務実施場所

大隅河川国道事務所で直轄河川・砂防・道路事業を施行する区域とする。

#### (3) 協定期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

(4) 基本協定締結業者の選定は、業務実施体制、業務成績等に関する技術資料を総合的に評価して、協定締結業者（①測量・設計検討 河川・砂防：10社程度、道路：10社程度 ②地質調査 河川・砂防・道路：5社程度）を選定する。

(5) 基本協定締結後、災害が発生し緊急的に測量・設計検討、地質調査を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（4）の評価及び、地理的条件（作業所への距離）、業務実施の可否等により、契約締結業者を決定し、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

### 2. 応募資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格あるいは令和3・4年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格又は令和3・4年度地質調査に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けてい、又は申請中であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、令和4年4月1日時点で認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者

の応募に該当し、応募を無効とする。

- (3) 技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成23年度～令和3年度に完了した業務において、鹿児島県内における国・県・市町村が発注した河川・砂防又は道路事業に関する、土木関係建設コンサルタント業務、測量業務又は地質調査の業務実績を3件以上有すること。なお、業務実績は大隅河川国道事務所発注の業務を優先的に評価する。
- (6) 鹿児島県内に本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による）を有していること。なお、地質調査の応募については、鹿児島県内に本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店・支店等の住所による）を有していること。
- (7) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、上記2.(6)に在勤であること。
  - ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3ヵ月以上の雇用関係にあることをいう。  
上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
  - ② 以下のア) 又はイ) の資格を保有すること。
    - 1) 測量・設計検討
      - ア) 技術士（建設部門：河川・砂防及び海岸、道路）、又はRCCM（建設部門：河川・砂防及び海岸、道路）を有する者が1名以上。
      - イ) 測量士3名以上、かつ測量士と測量士補の総計が5名以上。
    - 2) 地質調査
      - ア) 博士（土木工学系に限る）、技術士（建設部門、応用理学部門：選択科目が地質に限る、総合技術管理部門：選択科目が建設部門又は応用理学－地質に限る）又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画及び地方計画部門、地質部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門）を有する者が1名以上。
      - イ) 地質調査技士を有する者が1名以上。

### 3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2.に掲げる応募資格要件を満たしている者。
- (2) 技術資料等説明資料に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

### 4. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町1013-1（電話 0994-65-2997）  
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 道路管理課

担当：道路管理課長（内線431）  
管理係長（内線432）

- (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和4年2月3（木）から令和4年2月25日（金）までの土曜日  
日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町1013-1  
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 道路管理課

- ③ 交付方法：大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間：令和4年2月3日（木）から令和4年2月25日（金）までの土曜日  
日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
  - ② 提出場所：上記4.(1)と同じ。
  - ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。  
提出期間内に必着。）により提出する。
5. その他
- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等  
説明書」による。

大隅河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務  
(測量・設計検討等)に関する基本協定

<河川・砂防事業>

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、○○コンサルタント(株) 代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務（測量・設計検討等）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の直轄管理区間（河川・砂防）において発生した災害（甲の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体の管理区間）において発生した災害であって、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である九州地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ。）の応急対策を緊急的に実施することを想定し、災害発生範囲の測量・設計等を行い、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

（業務の内容）

第2条 甲は、直轄管理区間（河川・砂防）で災害等が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。  
2. 乙は、前項の要請があった時は、速やかに体制を整え、被害状況を把握し、甲の指示により当該災害等の調査・測量及び設計等を実施するものとする。  
3. 乙は、これらの業務に適切に対応が出来るよう河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（業務の実施区間）

第3条 業務の実施区間は、甲が管理する直轄管理区間（河川・砂防）とし別図-1、2のとおりとする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し第3条の業務実施区間の具体的な災害等の状況に応じ応急対策業務のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。  
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲の出動要請があった場合には、甲と乙は速やかに業務請負契約を締結するものとする。

（業務の実施）

第6条 業務の直接の指示は、大隅河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとす

る。

2. 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出動し、指示者の指示のもと、調査、測量等の業務を実施するものとする。

（広域要請）

第7条 甲は大規模な災害が発生した場合は、第3条の工事の実施区間にとらわれることなく出動を要請することができるものとする。

2. 乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示により当該災害の応急対策業務を実施するものとする。

（損害の負担）

第8条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第11条 この協定の証しとして、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通保有する。

令和4年〇月〇〇日

甲 住所 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1  
氏名 国土交通省九州地方整備局  
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙 住所 鹿児島県鹿児島市〇〇丁目〇〇番〇〇号  
氏名 ○○コンサルタント(株)  
代表取締役 ○○ ○○

別図-2

流域			
河川名	流域面積		
野尻川	2.73	S51	
春松川	1.74	S52	
持木川	1.14	4.9	S51
第二古里川	1.12	3.3	S52
第一古里川	0.95	3.4	S54
有村川	4.33	4.0	S55
黒神川	8.72	6.7	S51
金床川	0.68	2.1	S56
引ノ平川	7.41	4.9	H 7
古河良川	1.76	4.8	H 9

## 桜島火山砂防事業管内図

1:20,000

桜島直轄砂防施工区域 :



長谷川

金床川

古河良川

黒神川

引ノ平川

野尻川

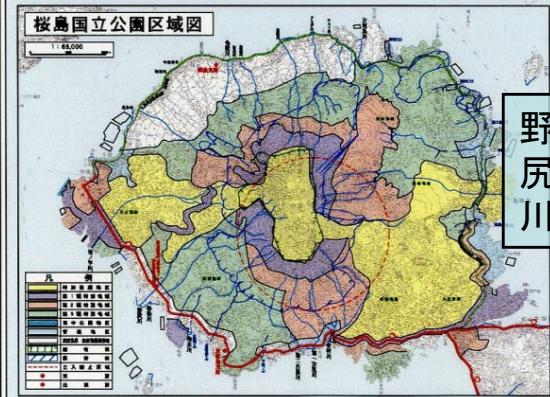
春松川

持木川

第二古里川

第一古里川

有村川

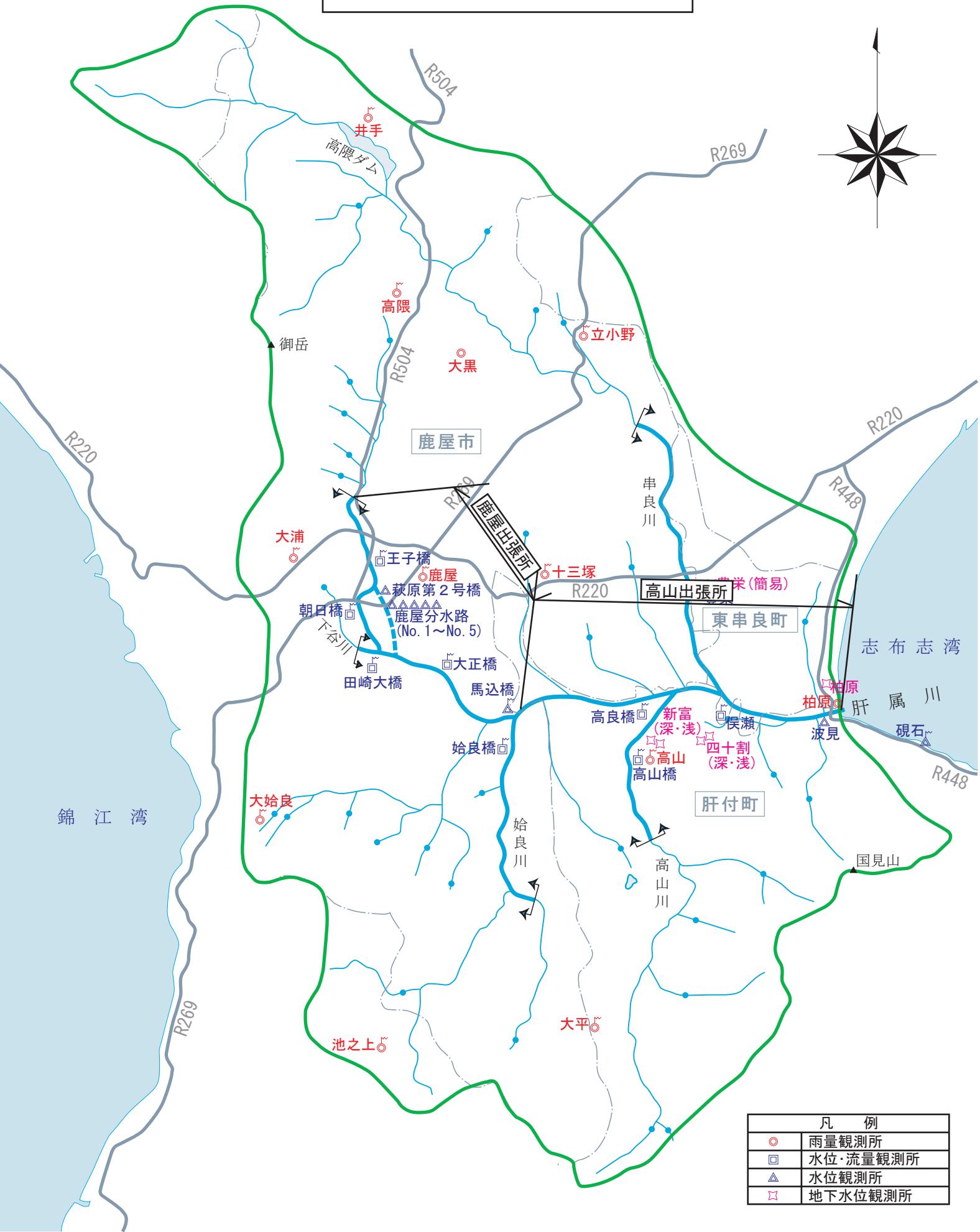
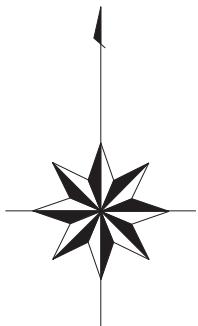


凡 例	
記号	名 称
△	砂 防 基 準 点
●	雨 量 計 測 所
▼	水 位 計 測 所
■	流 速 計 測 所
—	距 離
→	ワイヤセンサー
○	ハネルセンサー
—	え ん 壁

国土地理院地図  
桜島大崩れ河川砂防事業図国土地理院地図  
桜島大崩れ河川砂防事業図

# 流域圖

別図-1



大隅河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務  
(測量・設計検討等)に関する基本協定

<道路事業>

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明(以下「甲」とい  
う)と、○○コンサルタント(株) 代表取締役 ○○ ○○(以下「乙」とい  
う)とは、災害時等における応急対策業務(測量・設計検討等)の実施に関し、次の  
とおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の直轄管理区間(道路)において発生した災害(甲の直轄  
管理区間外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体の管理区間)にお  
いて発生した災害であって、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対  
策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である九州地方整備局長  
が出動命令を発した場合を含む。以下同じ。)の応急対策を緊急的に実施する  
ことを想定し、災害発生範囲の測量・設計等を行い、応急復旧及び災害の拡大防  
止に資することを目的としている。

(業務の内容)

第2条 甲は、直轄管理区間(道路)で災害等が発生し必要と認めるときには、災害  
状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。  
2. 乙は、前項の要請があった時は、速やかに体制を整え、被害状況を把握し、  
甲の指示により当該災害等の調査・測量及び設計等を実施するものとする。  
3. 乙は、これらの業務に適切に対応が出来るよう河川情報センター、日本道路  
情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

(業務の実施区間)

第3条 業務の実施区間は、甲が管理する直轄管理区間(道路)とし別図-1のとお  
りとする。また、大隅河川国道事務所が管理するその他の施設に係る業務の実  
施区間は、別図-2のとおりとする。

(出動の要請)

第4条 甲は、乙に対し第3条の業務実施区間の具体的な災害等の状況に応じ応急対  
策業務のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。  
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告  
するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲の出動要請があった場合には、甲と乙は速やかに業務請負契約を締結する  
ものとする。

(業務の実施)

第6条 業務の直接の指示は、大隅河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者

(以下、「指示者」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとす  
る。

2. 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出動し、指示者の指示  
のもと、調査、測量等の業務を実施するものとする。

(広域要請)

第7条 甲は大規模な災害が発生した場合は、第3条の工事の実施区間にとらわれ  
ることなく出動を要請することができるものとする。

2. 乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示  
により当該災害の応急対策業務を実施するものとする。

(損害の負担)

第8条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因によ  
り、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じた  
ときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、そ  
の処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及  
ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担す  
るものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及  
ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担す  
るものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとす  
る。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または、疑義を生じた事項については、その都  
度甲、乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第11条 この協定の証しとして、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通  
保有する。

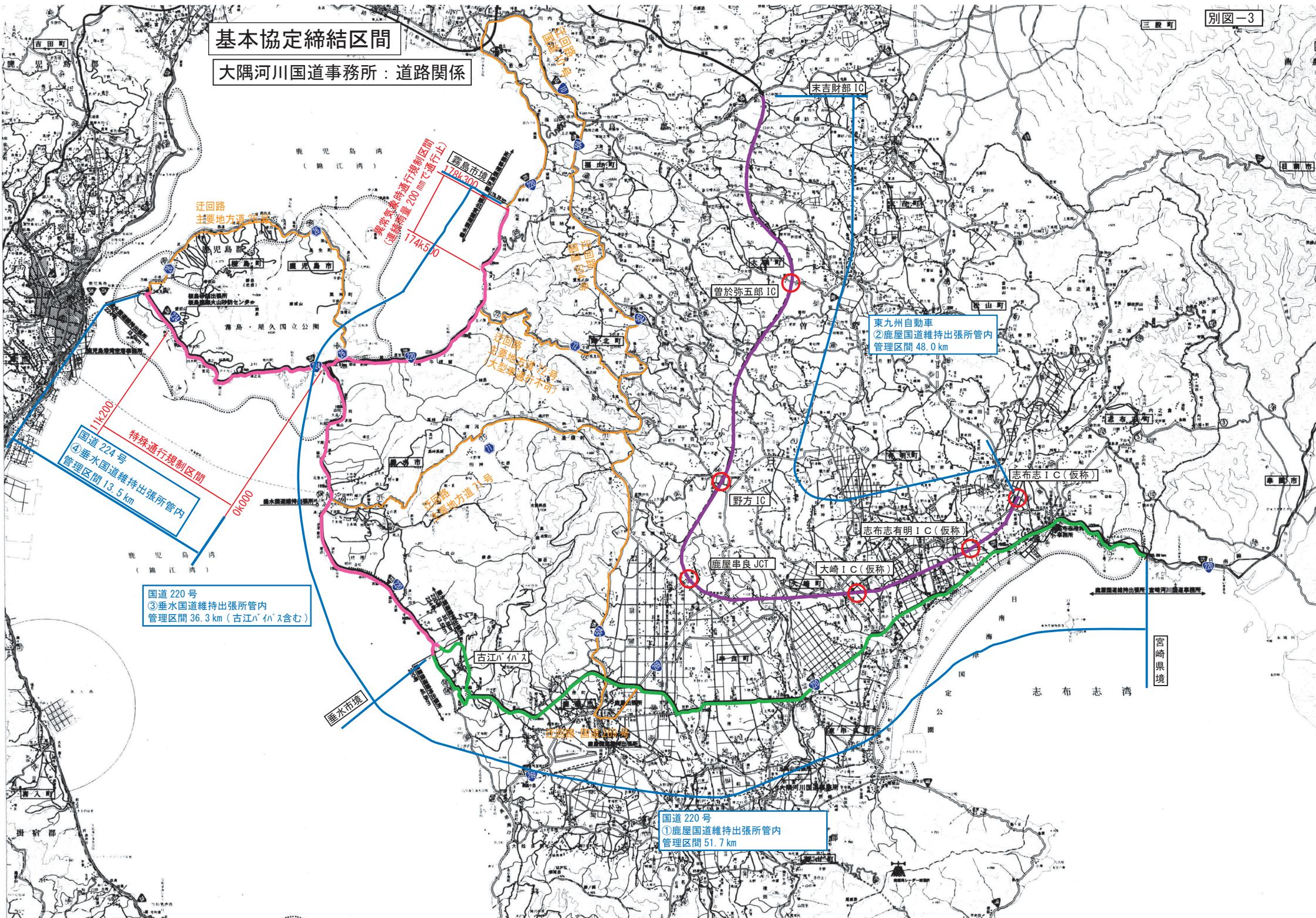
令和4年〇月〇〇日

甲 住所 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1  
氏名 国土交通省九州地方整備局  
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

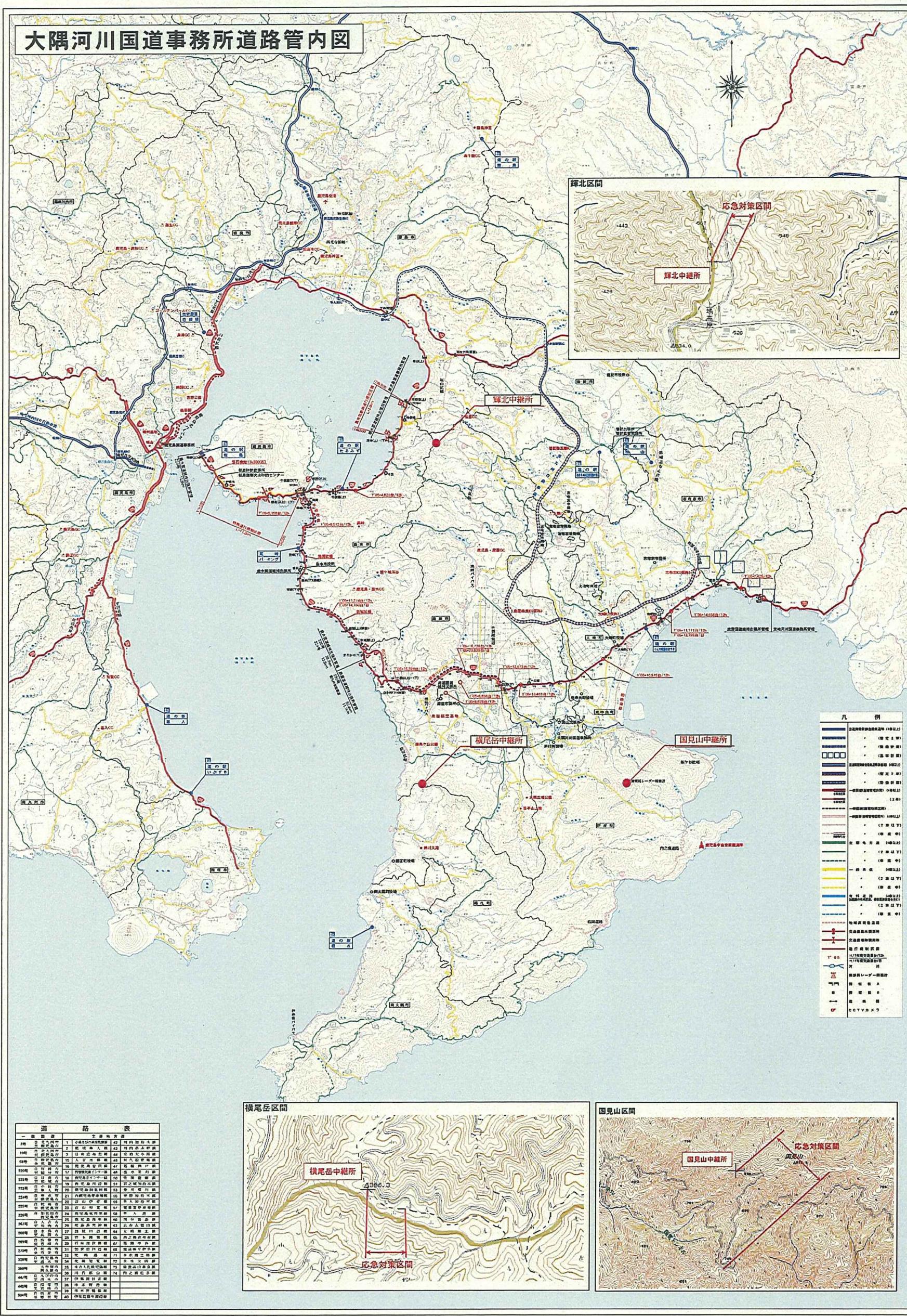
乙 住所 鹿児島県鹿児島市〇〇丁目〇番〇号  
氏名 ○○コンサルタント(株)  
代表取締役 ○○ ○○

## 基本協定締結区間

大隅河川国道事務所：道路関係



別図-2



大隅河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務  
(地質調査)に関する基本協定

<河川・砂防・道路事業>

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、コンサルタント（株）代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務（地質調査）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の直轄管理区間（河川・砂防・道路）において発生した災害（甲の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体の管理区間）において発生した災害であって、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である九州地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ。）の応急対策を緊急的に実施することを想定し、災害発生範囲の地質調査を行い、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

（業務の内容）

第2条 甲は、直轄管理区間（河川・砂防・道路）で災害等が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。  
2. 乙は、前項の要請があった時は、速やかに体制を整え、被害状況を把握し、甲の指示により当該災害等の地質調査を実施するものとする。  
3. 乙は、これらの業務に適切に対応が出来るよう河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（業務の実施区間）

第3条 業務の実施区間は、甲が管理する直轄管理区間（河川・砂防・道路）とし別図-1～4のとおりとする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し第3条の業務実施区間の具体的な災害等の状況に応じ応急対策業務のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。  
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲の出動要請があった場合には、甲と乙は速やかに業務請負契約を締結するものとする。

（業務の実施）

第6条 業務の直接の指示は、大隅河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

2. 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出動し、指示者の指示のもと、地質調査の業務を実施するものとする。

（広域要請）

第7条 甲は大規模な災害が発生した場合は、第3条の工事の実施区間にとらわれることなく出動を要請することができるものとする。

2. 乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示により当該災害の応急対策業務を実施するものとする。

（損害の負担）

第8条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第11条 この協定の証しとして、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通保有する。

令和4年○月○○日

甲 住所 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1  
氏名 国土交通省九州地方整備局

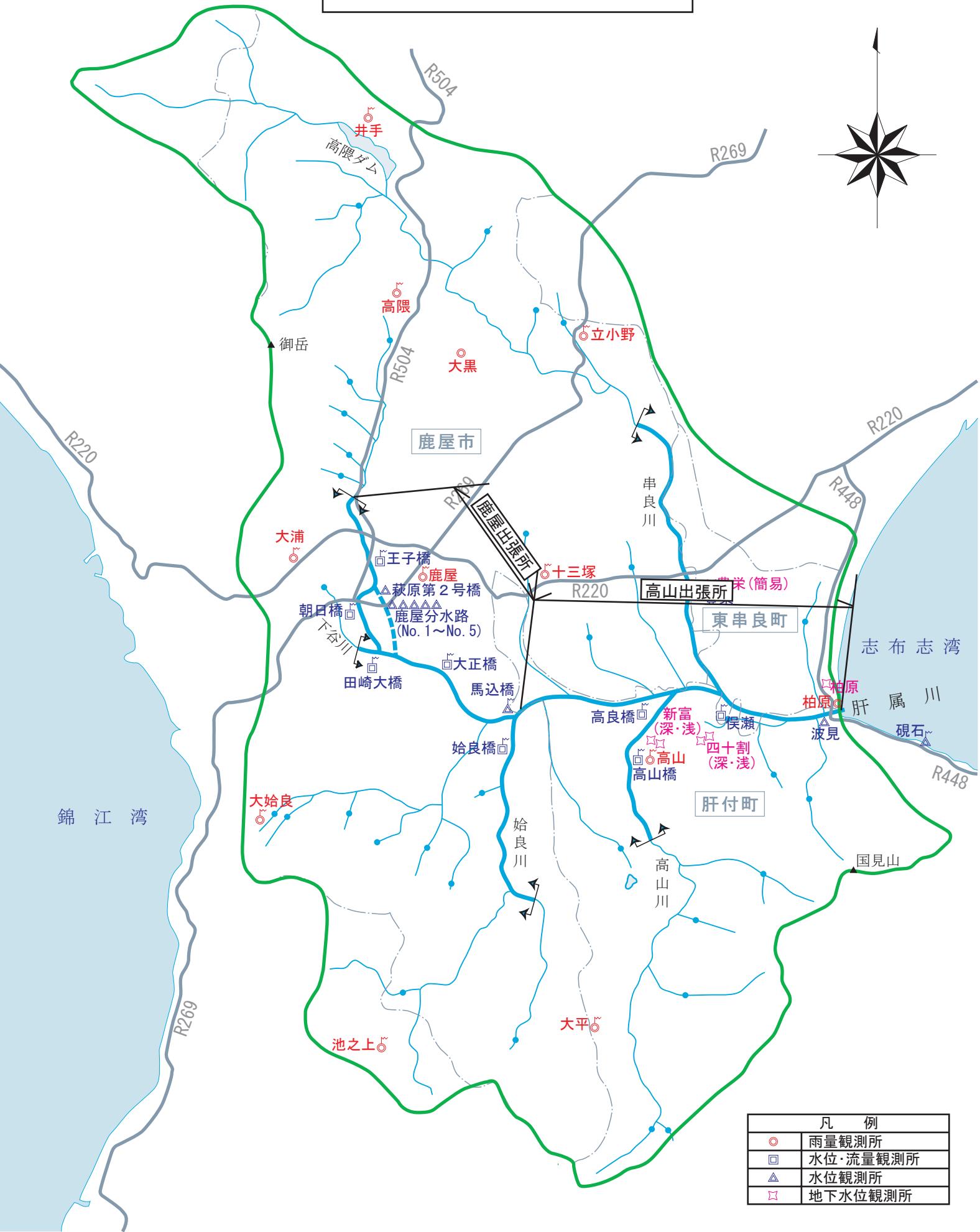
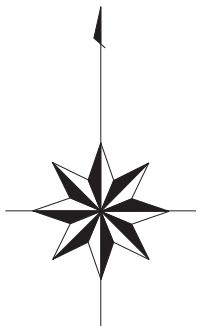
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙 住所 鹿児島県鹿児島市○○丁目○○番○○号  
氏名 ○○コンサルタント（株）

代表取締役 ○○ ○○

# 流域圖

別図-1



別図-2

流域			
河川名	流域面積		
野尻川	2.73	S51	
春松川	1.74	S52	
持木川	1.14	4.9	S51
第二古里川	1.12	3.3	S52
第一古里川	0.95	3.4	S54
有村川	4.33	4.0	S55
黒神川	8.72	6.7	S51
金床川	0.68	2.1	S56
引ノ平川	7.41	4.9	H7
古河良川	1.76	4.8	H9

## 桜島火山砂防事業管内図

1:20,000

桜島直轄砂防施工区域 :



長谷川

金床川

古河良川

黒神川

引ノ平川

野尻川

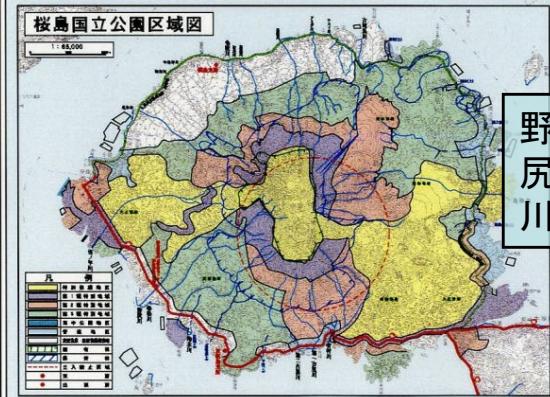
春松川

持木川

第二古里川

第一古里川

有村川



凡 例	
記号	名 称
△	砂 防 基 準 点
●	雨 量 計 測 所
▼	水 位 計 測 所
■	流 速 計 測 所
—	距 離
→	ワイヤセンサー
○	ハネルセンサー
—	え ん 壁

国土交通省大隅河川国道事務所  
国土地理院地図

国土地理院地図

## 基本協定締結区間

## 大隅河川国道事務所：道路関係

迂回路  
主要地方道 26 号

常気象時通行規制区间  
(連続雨量200mmで通行止)  
174K50

200

国道 220 号  
③垂水国道維持出張所管内  
管理区間 36.3 km (古江バ付不含む)

垂水市境

汪國路 國道 203 号

國道 220 号  
①鹿屋國道維持出張所管内  
管理区間 51.7 km

別図 - 4

大隅河川国道事務所道路管内図



卷之三